

○山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例

平成17年3月22日

条例第13号

改正 平成20年9月18日条例第24号

平成25年2月22日条例第2号

令和3年9月15日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、市議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派及び会派に属していない議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付)

第2条 市は、市議会における会派（3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出たものをいう。以下同じ。）及び会派に属していない議員（以下「無所属議員」という。）に対して、政務活動費を交付する。

(会派に対する政務活動費の額)

第3条 会派に対する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額6,000円を乗じて得た額とする。

2 議員に係る一般選挙が行われた場合において、当該選挙により選出された議員の任期を起算する日（以下「任期の初日」という。）から議長に会派の結成の届出をした日（以下「届出日」という。）の前日までの間に基準日がある場合の当該会派に対する政務活動費については、任期の初日から起算して15日以内に当該届出をしたときに限り、前項の規定にかかわらず、当該届出日の属する月の基準日とみなし、前項の規定を適用するものとする。

(会派に対する政務活動費の交付申請等)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、市長に対し政務活動費の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、政

務活動費を交付することが適当であると認める場合は、政務活動費の交付を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた会派の代表者は、速やかに市長に対し政務活動費の交付を請求しなければならない。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して10日以内に政務活動費を交付するものとする。

(会派に対する政務活動費の交付の変更申請等)

第5条 年度の途中(その年度の3月の基準日以前に限る。)において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員数に変更(当該会派の解散を含む。)があったときは、当該会派の代表者(当該会派が解散した場合にあっては、その代表者であった者とする。次項及び第8条第2項において同じ。)は、市長に対し政務活動費の交付の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、政務活動費の交付の変更を決定し、当該会派の代表者に通知するものとする。

3 前項の規定による変更の決定が政務活動費の増額である場合は、当該変更通知を受けた会派の代表者は、速やかに市長に対し当該増額に係る政務活動費の交付を請求しなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の規定による政務活動費の交付について準用する。

(会派の変更の届出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更(会派の所属議員数の変更(当該会派の解散を含む。)を除く。)があったときは、市長に届け出なければならない。

(会派に対する政務活動費の額の決定)

第7条 第4条第2項及び第5条第2項の規定による会派に対する政務活動費の額の決定については、当該年度分の政務活動費について行うものとする。この場合において、当該申請をした日の属する月の翌月以後の基準日における当該会派の所属議員の数については、当該申請をした日における所属議員の数と同数であるとみなして算定するものとする。

2 議員の任期が満了することとなる年度において、第4条第2項及び第5条第2項の規定による当該任期が満了する議員の属する会派に対する政務活動費の額の決定については、前項の規定にかかわらず、当該任期が満了する日の属する月分までの政務活動費について行うものとする。この場合において、前項後段の規定は、前段の規定による政務活動費の額の決定について準用する。

(会派に対する政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派（その年度の3月の基準日以前において解散したものを除く。）の代表者（当該会派が解散した場合にあっては、その代表者であった者とする。）は、当該会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を速やかに返還しなければならない。

2 第5条第2項の規定による変更の決定が政務活動費の減額である場合は、当該変更通知を受けた当該会派の代表者は、当該減額された政務活動費を速やかに返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派を解散した当該会派の代表者であった者は、前項の規定により政務活動費を返還する場合において、当該変更後の政務活動費の総額から当該会派がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を加えて返還しなければならない。

(無所属議員に対する政務活動費の額)

第9条 無所属議員に対する政務活動費の額は、基準日に在職する無所属議員に対して、月額6,000円とする。

(無所属議員に対する政務活動費の交付申請等)

第10条 第4条の規定は、無所属議員に対する政務活動費の交付について、準用する。この場合において、第4条中「会派の代表者」とあるのは、「無所属議員」と読み替えるものとする。

(無所属議員に対する政務活動費の額の決定)

第11条 前条の規定により準用する第4条第2項の規定による無所属議員に対する政務活動費の額の決定については、当該年度分の政務活動費について行うものとする。この場合において、当該申請をした日の属する月の翌月以後の基準日において当該議員が無所属議員であるとみなして算定するものとする。

2 議員の任期が満了することとなる年度において、前条の規定により準用する第4条第2項の規定による当該任期が満了する無所属議員に対する政務活動費の額の決定については、前項の規定にかかわらず、当該任期が満了する日の属する月分までの政務活動費について行うものとする。この場合において、前項後段の規定は、前段の規定による政務活動費の額の決定について準用する。

(無所属議員に対する政務活動費の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた無所属議員（その年度の3月の基準日以前において無所属議員でなくなったものを除く。）は、当該無所属議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該無所属議員がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を速やかに返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた無所属議員が、年度の途中（その年度の3月の基準日以前に限る。）において無所属議員でなくなったときは、当該無所属議員は、無所属議員でなくなった日の属する月の翌月分（無所属議員でなくなった日が基準日のときは、その日の属する月分とする。）以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

3 前項の場合において、交付を受けた政務活動費の額から前項の規定により返還しなければならない政務活動費の額と当該無所属議員がその年度において第13条に定める経費の範囲に基づいてした支出を控除して残余があるときは、当該残額に相当する政務活動費を加えて返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第13条 政務活動費は、会派及び無所属議員が行う調査研究、研修、広報、

広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、会派にあっては別表第1、無所属議員にあっては別表第2で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（経理責任者）

第14条 政務活動費を受けようとする会派は、政務活動費に係る経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第15条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、様式第1号により、政務活動費の交付を受けた無所属議員は、様式第2号により、3月31日現在で、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これに領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という。）を添付して、当該交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた無所属議員が無所属議員でなくなった場合は、当該会派の経理責任者であった者又は無所属議員であった者は、当該解散の日又は無所属議員でなくなった日現在で、収支報告書を作成し、これに領収書等を添付して、それらの日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

（収支報告書の保存等）

第16条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書及び領収書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 議長は、前条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（透明性の確保）

第17条 議長は、第15条の規定により提出された収支報告書及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに

に、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月22日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の山陽小野田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年9月15日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第13条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意

	見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

別表第2（第13条関係）

項目	内容
調査研究費	無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	無所属議員が行う住民からの市政及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
会議費	無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への無所属議員の参加に要する経費
資料作成費	無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

様式第1号(第15条関係)

(その1)

年 月 日

山陽小野田市議会議長  
様

会 派 名  
経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入  
政務活動費 円

2 支 出

項 目	金額(単位：円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

様式第2号(第15条関係)

(その1)

年 月 日

山陽小野田市議会議長  
様

議員名

年度政務活動費収支報告について

山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、別紙のとおり  
年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

議 員 名

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

項 目	金額(単位：円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

様式第1号（第15条関係）

様式第2号（第15条関係）